

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県トラック協会南勢支部（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1） 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- （2） 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- （3） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市村松町字明野1356-9
三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 南 英雄

様式1（第3条関係）

平成 年 月 日

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 様

伊勢市長

要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 要請内容

- ・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材（ ）
- ・ 物資積込場所及び搬入場所

・ 輸送品目

品名	数量	品名	数量

3 その他参考となる事項

様式2（第3条関係）

平成 年 月 日

伊勢市長 様

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 ⑩

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材（ ）
- ・ 物資積込場所及び搬入場所
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項